

令和3年度

京都市予算編成に対する要望書

令和2年11月

日本維新の会京都市会議員団

日本維新の会京都市会議員団

宇佐美 賢一

くぼた まさき

こうち 大輔

菅谷 浩平

令和 2 年 11 月 30 日

京都市長
門川 大作 様

日本維新の会京都市会議員団
団長 こうち 大輔

令和 3 年度 京都市予算編成に対する要望

日本維新の会京都市会議員団は、先に提案しました「令和 2 年度予算の見直し及び令和 3 年度予算編成に関する緊急重点要望書」（再掲）におきまして、京都市財政の非常事態である現状やコロナ禍を踏まえた、特に重視すべきと考える要望を行いました。まずは、優先的に予算編成の中で活かして頂けるように改めて強く求めます。

また我々は、先の 9 月市会におきまして、「令和元年度一般会計歳入歳出決算」について不認定と致しました。これまでから訴えてきました公債償還基金の取崩しなどの禁じ手が当たり前になってしまっていることや、行財政改革のスピードが遅いことへの指摘に加え、市長自らもその責任を認められた大型汎用コンピュータオープン化事業の突然の中断表明による損失とその後の対応の曖昧さ、継続審議にもなりました「京都市市税条例の一部改正」による福祉への影響と対応、また、大型公共事業も含め聖域なく事業の抜本的な見直しを行う方針を示されていたにも関わらず、京都市立芸大移転整備工事を進めるなど、現在の市政に対して疑問を持たざるを得ない点が多々見受けられたためです。

これらの問題に対しても、今一度、市長の政治姿勢・市役所の業務執行姿勢を見直し、市民感情・市民目線に配慮した丁寧な対応を強く求めます。また、さらなる「身を切る改革」なしに市民サービスの後退・低下があってはならないことを警告するとともに、市長が京都市政トップとして改革を実行して頂くことを望みます。

令和 3 年度予算編成にあたり、500 億円という巨額の財源不足と公債償還基金の取崩しによる将来への負担の先送りが大きな課題となりますが、その課題に対してこれまで京都市が実施してこなかった施策についても数多く提言しております。京都市民の暮らしと将来を守り、今こそ京都市の将来のために前向きに改革を行うために、一つでも多く取り入れて頂けますように要望致します。

【再掲】緊急要望

1. 市長以下，特別職や公営事業を含む本市人件費について，財政状況に鑑みて聖域なく見直すこと。
2. 担税力のあるところから順に負担の分かち合いを求めること。
市長や議員をはじめとする公務員等コロナ禍で収入の影響が少ない世帯に分かち合いを求めること。また，空き家所有者等への課税強化や幅広い新税議論を進めること。
安易に低所得世帯の課税減免の見直しや一律の市民負担増だけが先行しないようにすること。
3. 財政立て直しの方針が定まるまで，京都市立芸術大学の移転工事等の大型公共工事については，一時凍結すること。
4. 行政改革・組織改革は聖域なく行うこと。民間で行った方が効率的・効果的なものについては民間活力を活かすこと。また，業務の棚卸しと整理・整頓による経費見直しの実行力を高めるために各局だけの検討にとどまらず，第三者が審査する機関を設置すること。
5. 有能な人材の積極的な登用を行うこと。複雑化・高度化した技術社会では，もはや公務員だけでは対応できない業務があるとの認識を持ち，外部人材の公募・登用を進めること。
6. 公営交通について，まずはヘビーユーザーである市民の足と家計を守ることを最優先とした対策を行うこと。主に観光客への負担増を求め，定期券の値上げを先に行わないこと。また，特に地下鉄については乗車率の低い日中の減便を大胆に実施するなど運営コストの削減策を速やかに実施のこと。また，セールスアシストリースバック等の支出平準化策をさらに検討のこと。
7. 大規模施設運営は，原則黒字運営とすること。特に，京都会館，京都市美術館，梅小路公園等の大規模公園の運営費について，利用者からの収益を増やし，収支改善を目指すこと。
8. 子育て・教育予算の安易な減額を行わないこと。

重点要望

1. 安易な借金や国と地方の押し付け合いは納税者への責任転嫁であり、将来世代への負担先送りである。また、財政再建の遅れから今回のコロナ禍で、機動的な財政出動が行えていないことは痛恨の極みである。民間給与水準との均衡のみならず、毎年 of 市の実質の赤字財政やコロナ禍による税収減の見通しを踏まえ、役所のトップから順に報酬をカットし、もって市税の半分を占める公務員人件費全体の削減を行うこと。また急場しのぎのため常態化する会計間の資金融通や基金の目的外利用などを禁じ、コロナ時のような緊急事態に備えた財政確保の義務化などの独自基準の制定を含む将来世代に負担を先送りしない財政運営を明記した財政規律条例を制定すること。さらに文化・観光にかかる事業に多額の税金が投じられており市民の重たい負担となっている。今後は、急増する福祉経費に加え、古都の保存と都市の発展について必要となる予算確保のため、抜本的な負担のあり方を見直すとともに新税議論から逃げないこと。とりわけ下記については速やかに検討を進めること。
 - ・観光寺院の拝観客への負担のあり方、新税の検討
 - ・巨額のゴミ袋代の市民負担軽減
 - ・効果が図り難いイベントへの補助事業
 - ・国際マンガミュージアムなど特定事業者への市有財産貸付料の減免

2. 京都府・市では未だに多くの「二重行政」を抱え、そこへ国の出先機関も加わる「多重行政」となっており、意思決定の迅速化と職員人件費など大幅な経費節減を阻んでいる。また今回のコロナ対策事業をみても府市類似の事業が行われるなど市民に戸惑いを与えた。そのため根本的な二重行政の解消を目指し、環境や産業・観光など各政策やインフラ維持管理など類似事業の統合・広域化を図ること。また民間サービスに比べ遅れに遅れを取る行政窓口の整理・統合は速やかに着手すること。知事と市長の懇談のみならず速やかに府・市両議会の議員が加わる専門機関を常設し議論を進めること。

- ・京都市内の高校
- ・公園整備
- ・河川管理・公営住宅
- ・各種窓口の他，中小企業支援，新産業創出，伝統産業活性化，農業振興
- ・京都府東京事務所と京都市東京事務所
- ・上下水道事業
- ・役所に出向かないで手続きができる，情報がスムーズに受け取れるデジタルトランスフォーメーションの推進

3. 歴史を単に消費せず，悪弊や慣習を改め，まずは規律ある経営をもって市民と将来世代に責任を果たすこと。そのうえで大阪・関西万博を契機とし，歴史・文化・観光都市の枠を超え，市民が培ってきた衣食住や医療など各分野の先端技術を世界に発信し人類の希望を示す真の世界都市を目指すこと。わが国の維持発展のため将来にふさわしい京都の位置づけを明確にすること。そのためにまずは「副首都構想」と文化庁の全面的京都移転を目指し，さらに関西広域連合では，個別分野の自治体連携など消極的な活動にとどまることなく政府機能の分散化や道州制を含めた統治機構改革など議論を行うこと。また京都の実情とこれからの時代に合った，大都市制度のあり方を具体的に研究すること。

4. 「いのち輝く・未来社会のデザイン」をテーマに2025年大阪・関西万博はいまなお世界中でテロ・紛争・貧困・病気・差別に苦しむ人々、また現在コロナ禍で苦しむ人々に、京都が様々な困難に立ち向かい培ってきた歴史・文化力・テクノロジー・医療技術で人類の希望を示す好機である。

また開催期間の一過性の効果にとどまらず、この万博を交通網はじめインフラ整備など京都を含む関西全体の持続可能な発展と東京一極集中の打開に繋げるべきである。

ついでには、すみやかにオール京都の取り組み体制を構築し、必要な予算措置を講じるとともに、サテライト事業の検討にあたっては、文化庁移転、京都駅東部・東南部エリアの開発等の計画との融合を図ること。

5. 区への予算配分は一律人口割りと画一的であるうえ、区長権限が乏しく効率的かつ個性あるまちづくりは不可能である。権限と予算を強化した総合区制度の導入と、人口規模に極端に差がある現状を踏まえ分区や合区を併せて検討すること。また、その過程において、今回のコロナ禍および、近年相次ぐ災害への対応や、自治会疲弊への対策は急務であり、区長の任期や、当該区在住者配属など職員配置の見直しについては速やかに行い、もって特色あるまちづくりの実現に資する体制を構築すること。市政協力委員の市民しんぶん配布等負担軽減に向け役所側での各種団体事業の整理を行うこと。

6. 教育は将来の京都、国づくりの基本であり、誰もが等しく教育の機会を受けることができると言われつつ、京都においても実態はともなっていない。また、コロナ禍で教育を受ける権利の保証がクローズアップされている。家庭や経済事情に関わらず、真の教育機会確保の実現のため予算確保とあらゆる措置を講じること。まずは貧困家庭と学習度に関する調査研究をもとに、学校を用いた塾が実施する講習会、学校における外部（塾）講師の活用や塾代助成などを含めた「校・塾連携」を検討すること。また、GIGAスクールにおいては、民間のシステム、コンテンツを活用し一人一人を伸ばす教育を検討すること。

7. 子どもの健全な育成についてより責任を果たすため、子ども医療費支給制度の償還払い制度の改善と、さらなる拡充に全力をあげること。また全国では全員制給食のみならず朝給食さえ実施される自治体もあるなか、本市のとりわけ中学校における選択制給食は、核家族化や経済事情など社会の変化に追いついていない。まずは中学校給食について、令和2年度に実施したアンケート結果を議会及び子育て世代に広く周知をし、栄養バランスの取れた温かい中学校全員制給食の一日も早い市内全域への導入に向けて取り組むこと。

8. 子どもの深刻ないじめや虐待について、子ども食堂設置やSNSの活用など、子どもを取り巻くいじめや虐待などSOSの早期発見につながる拠点・体制整備に一層取り組むこと。

 痛ましい虐待等により親をなくした児童は特に家庭的擁護が必要であるが、本市の里親委託はじめ家庭的養護の実施は約1割と、全国都道府県および市区町村と比較しても遅れており、とりわけ乳児については原則、家庭的養護とし、今後一層、里親委託はじめファミリーホームの設置に必要な措置や支援を行うこと。

＜ 環 境 政 策 局 ＞ 12 項 目

9. これまでの再生可能エネルギーおよび省エネ対策事業については、費用対効果の検証に基づき整理と拡大を図ること。とりわけBDF及び木質ペレット普及事業については見直しを視野に入れること。
10. 2050年CO₂排出正味ゼロを目指して従来の枠にとらわれない意欲的な計画を策定すること。特に、市民が誰でも取り組める方法として、CO₂フリーの電力・燃料の供給に産学官、他自治体連携のもと本市として、積極的な役割を果たすこと。
11. 自立継続的なゴミ処理体制の維持と環境保全対策を目指し、市民の多大な協力のもとで実施されている「新・京都市ごみ半減プラン」の着実な推進を行うこと。また、レジ袋の有料化をきっかけとしたペットボトルを始めとする使い捨てプラの排出抑制策等を検討すること。有料化財源の用途については、目的外利用の是非を含めこれまでの事業をよく精査し、とりわけ目標達成時においてはゴミ袋の割引を含め市民還元策を検討すること。
12. 焼却灰溶融施設整備事業についてこれ以上の社会的損失を抑えつつ、民間提案を募集する等を含め設備の処分をすること。また、東部山間埋立地やフェニックスを含めた最終処分場の長期的な活用計画を市民に明らかにすること。
13. 家庭ごみ収集業務は直営と民間委託で実施されているが、この二つの方法それぞれの市民評価を含めた分かりやすい事業評価を改めて実施すること。
14. 2050年CO₂排出正味ゼロに向け、本市が整備を実施する全ての計画についてはZEBはもちろん最先端の環境技術を検討すること。また、近隣の商業施設などとの一体的な検討も行うこと。さらに地下鉄を含む本市電力需要について、本市ゴミ発電からの給電を含め率先実行すべく具体的な計画をまとめること。
15. 生ごみの減量、バイオガス化について引き続き検討すること。

16. 地域特性を生かしつつ生ごみの分別回収と再資源化の検討をすること。
17. 市内のプラスチック類リサイクルの実態把握の為、スーパー等事業者の自主的分別リサイクルを含む実態調査を行うこと。
18. ゴミのポイ捨てを抑制する、実行力のある条例の運用、または改正を検討すること。
19. 市民が分別して出しやすい取り組みのさらなる推進を図ること。
 - ・「燃やすごみ」から「分別できない一般ごみ」等への名称変更
 - ・移動式回収のさらなる推進
 - ・ビニール袋へ入れることを認める等雑がみの回収場所への出し方の見直し
20. ごみ減量・リサイクルの具体的な方法を含む学校における環境学習のさらなる推進を図ること。

< 行 財 政 局 > 13 項目

21. 職責毎の給与差を明確にし、能力や成果に応じた昇給・昇格制度とし、怠慢・不祥事については分限免職を含めた毅然とした対応を行うことなどを盛り込んだ職員基本条例の制定を目指すこと。また、民間経験者の採用枠や現在消極的な民間企業との人事交流を増やし、いま以上に幅広い知見を採り入れ、役所組織の活性化を図り、民間では既に廃れているような慣例があれば無くしていくように努めること。
22. 精神・知的障がい者の新規採用に引き続き全庁で取り組みつつ、採用後の職場環境の抜本的改革を行い、働き続けられる環境を実現すること。そして全市にわたる真の自立支援につながる雇用確保を促すこと。
23. 人事委員会や選挙管理委員会など各種行政委員会について、報酬の日当制を含め委員の選出方法など運営の検討を行うこと。また、業務について摘録のインターネット公開を含め、公表を随時実施するなど、透明化を図ること。
24. 本来の職務を離れたヤミ専従や違法な政治活動、また人事介入や規則違反は言語道断であり、市施設の組合利用については、政治的中立性を配慮し検討すること。
25. 主要事業の中長期的な収支見通しを明らかにし、全事業をゼロベースで見直し、世代間の公平化や持続可能な行政サービスの運営が可能となる財政構造改革に取り組むこと。

26. 指定管理者制度の運用状況について、制度の目的通り民間ノウハウを活かした良質なサービス提供と費用低減が達成されているかについて利用者からアンケートをとる等の検証を行うこと。また今後の指定管理者の選定の際には経済性の加点を増やすこと。また、市内中小企業等であることの加点については局ごとに異なる現状を見直し、選定の客観的公平性を高めること。さらに随意契約について、契約の適否や契約内容の妥当性について厳格にチェックを行う第三者機関を設置すること。さらに業務全体について、行政サービス改革法や市場化テストを活用するなど民営化・民間委託化を加速し、これまで以上にサービス向上とコスト削減に努めること。
27. 宿泊税の実施にあたっては、予算・決算にて具体的な使途を明確にすること。また、とりわけ次の使途も検討すること。
- 1) 交通が不便な観光地への交通利便性向上
 - 2) ロームシアター京都、美術館、国際マンガミュージアムなど観光客も対象にした施設の運営費
 - 3) 嵐山花灯路や京の七夕、京都国際マンガアニメフェアなど観光客も対象とした事業費
 - 4) 民有地も含め古都保存法で維持が義務付けられている三山の山並み景観の保全
 - 5) 京都市の独自事業のみならず2025年大阪・関西万博をはじめとする他都市と連携した国際的なイベントの誘致活動及び事業費
 - 6) 文化庁と連携した文化発信・創造事業
 - 7) 観光客受け入れのために必要なコロナ対策事業費
28. 市庁舎整備について、建物内の活用方法は業務と財政の効率化、市民の利便性を最優先し、十分に精査を行い、目的外使用は議会の同意を得ること。また、幅広く京都の技術・物品提供を募り、その対価として市庁舎内で広告宣伝を行うなど、市内事業者育成の一助とすること。
29. 遊休土地や遊休建屋については貸付や売却など、局内の検討にとどまらず、全庁をあげてさらなる利活用に取り組むこと。また、その全ての遊休土地・建屋を分かりやすく公開のこと。

30. 京都市施設の愛称命名権「ネーミングライツ」について、われわれはこれを市民の負担軽減に繋がる優れた手法としつつも市民の財産であることから議決案件にするべきと考え議会による条例改正が行われた。
これらの趣旨を踏まえ、新たなネーミングライツの活用に至ったことは評価できる。市立芸大移転にかかる整備財源には一部を寄付で賄うとしているが、ネーミングライツの活用も行うなど、大型計画については今後もネーミングライツの活用を図ること。
31. 京都市の借地契約など賃貸借契約については、引き続き点検を行い、市民にとって不利益が生じないように見直しを図ること。また、賃貸借契約一覧を取りまとめ毎年決算に合わせて公開すること。
32. コロナ禍において明らかになった府県をまたぐ応援体制・ボランティア受け入れ体制の課題について検討を行うこと。
避難所設備について、感染症を含め設備の在り方を再点検し、物資の見直しを行うこと。
33. ハンコレス化に代表される業務の見直しについて、速やかに実施すること。

< 総合企画局 > 9項目

34. 各種審議会について、審議の回数や内容に対して得られる成果が十分なものであるのかをチェックし、整理見直しを行うこと。
35. マイナンバーを活用した利便性向上・業務効率化をさらに推進すること。また、マイナンバーカードの普及により業務効率化を図るため住民への各種手数料削減などによりマイナンバーカードの利用拡大を図ること。
36. 市民しんぶんをはじめとする多種多様な広報紙や広報媒体が存在するが、広報担当の設置を行うなど情報過多に陥らず市民にとって真に必要な情報を届けるため、専門家の登用を含め横断的な広報戦略を立案すること。
 - ・市民しんぶん，区民だよりの統合
 - ・SNS特にLINEの活用，京都市公式LINEアカウントのさらなる登録者数増
 - ・配布方法の見直し
37. 市長への手紙は原則全面公開すること。また、パブリックコメントをはじめとする市民意見の募集や意見の活用状況を点検し、公開方法や募集期間、活用の仕組みなど改善を行うこと。
38. コロナ禍以降の京都市内大学に通う大学生の暮らしについて「大学のまち京都」として把握に努めること。
39. 京都市広報の戦略として京都出身の著名・有名人の協力関係を推進すること。
40. 大型汎用コンピュータオープン化事業について、最大損失額や事業総括について市民が納得できる説明を必ず行うこと。
41. デジタル化戦略監を新規設置の上取り組むデジタル化の推進について、これまでの反省を活かし確実に実施すること。

42. 姉妹都市交流化事業について、これまで以上に積極的に取り組み、教育委員会とも連携し教育現場などにおいてさらなる活用をすること。

＜ 文化市民局 ＞ 12項目

43. ヘイトスピーチに対する規制条例を検討すること。
44. 超高齢化社会の進展による独居もしくは高齢者のみの世帯が増加している現状を踏まえ、地域の法律専門家と協力のもと、高齢者の日常生活の中でいつでも気軽に相談できる安心消費・安心生活環境の確立を目指すこと。
45. 青少年活動センターの地域・学校との連携をさらに進め、若者が社会の一員としてともに生きる喜びを実感できるプログラムの充実を図ること。
46. 京都マラソンを契機とし、市体育施設の改善に加え、民間の知見を活かし都市公園および河川敷等について、トイレをはじめ必要設備の設置や走路状態のメンテナンス等ランニング環境の充実を推進すること。
47. 客引き行為について、指導による再発防止の取り組みや、必要に応じた禁止区域の拡大の推進を行うこと。特に学生が違法な行為に及ばないように、実態調査とともに注意喚起の徹底を行うこと。
48. 京都府と京都市の観光施策を融合し、増加見込みの観光客に対応すること。府域におけるDMO、スポーツコミッション間の連携強化を図ること。
49. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動へのさらなる支援の在り方を検討のこと。また、その一環として東京や大阪で実施されている公園等オープンエアな環境でのパフォーマーの活動を支援する取り組みを検討すること。
50. 京都市京セラ美術館、ロームシアター京都については、市税投入ゼロの運営を目指すこと。
51. コロナによるオンライン需要が増加しており、文化会館を含む本市施設にWi-Fi環境を整備すること。

52. 民間活力を大胆に導入しつつオンライン申請の導入を基幹システムの標準化と切り分けて進めること。
53. 街中の公的喫煙場所の増設等，路上喫煙と屋内喫煙のスキマ喫煙の対策を検討すること。
54. 京都市文化財保存活用地域計画を契機に文化で働き文化で暮らせる持続した環境を目指すこと。

＜ 産 業 観 光 局 ＞ 8 項 目

55. 伝統産業振興策について、府との責任と役割分担を明確にするための一元管理を目指し、真の振興と活性化を推進すること。
56. 農業振興について、農地集積や担い手確保、またブランド化や六次産業化、市民農園などの検証を行い、府・JAなど関係機関への移譲・委託を含めた連携と効率化に努めること。
57. 観光客のさらなる増加とその対応として、関西の各都市がそれぞれの歴史・文化・都市構造などの特徴を活かした取組みを進めること。また拠点整備については、多額の経費を要する東京のPR館など従来一辺倒のあり方を見直し、関西国際空港内における京都の観光案内所の設置や、大阪湾岸に計画されるIR内への京都コンシェルジュ設置など、ウィズコロナ・アフターコロナでの観光あり方、観光客数の回復も想定した対策を進めていくこと。
58. 市街地への出没が多発するシカ・イノシシの捕獲を着実に実施すること、また、有害鳥獣対策と森林環境保全への市民理解を進めるため、捕獲鳥獣のジビエ料理やドッグフード等の活用を検討すること。また、移動式解体処理設備の研究とその導入に対する補助制度の検討やドッグラン整備により有害鳥獣を遠ざけるなど新たな手法の調査検討を行うこと。
59. コロナで来日客が低迷している間に外国人観光客への、日本のマナーや慣習の周知策を京都府・京都市の連携及び周辺自治体との広域連携のもと再検討し、住民とのトラブル防止に努めるとともに、関西国際空港や民間旅客運輸事業者との連携も併せて検討すること。
60. これまでの就職氷河期世代への就職支援に加え、コロナ禍で影響を受ける大学生や若者、離職者が市内で就職がしやすい環境の整備に努めること。
61. スタートアップエコシステムにおけるグローバル拠点都市として京阪神地域が選定されたことを受け、京都として大学のまちの強みを活かした施策展開に寄与すること

62. コロナ禍で経営が苦しい中小企業については支援がまだ行き届いていない分野・業界などに支援がなるべく行き届くよう、実態調査も継続的に行い、施策の検討を行うこと。

＜ 保 健 福 祉 局 ＞ 14 項 目

63. 生活保護不正受給防止のさらなる徹底に併せ、生活保護受給世帯の実行力ある就労支援を進めるとともに、現物支給に向けた国への要望を実施すること。
64. 白紙撤回となった救護施設の建設に当たっては、地域住民の理解を十分に得られるよう計画の検討と説明責任をしっかりと果たされること。
65. 敬老乗車証について新たな応益負担への移行を行うこと。
また、交通局を始めとする交通事業者への支出は利用回数に応じたものに改めること。
66. 殺処分ゼロに向けた動物愛護センターのさらなる充実や「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の具体的な運用体制や財源確保のため「ペット税（仮称）」の研究を行うこと。また、動物愛護施策の周知のために愛護センターへの学校社会見学の受け入れを拡大すること。またワクチン接種や避妊や去勢にかかる医療費など、多大な負担を伴う保護活動について、特にのら猫への避妊、去勢手術への補助制度を検討するなど、愛護家と一体となった取り組みを強化し速やかに「殺処分ゼロ」を達成すること。併せて無責任な飼い方を根絶するためのペットショップ店・ブリーダーへの規制を検討すること。犬の殺処分の一因となっている桂川河川敷に生息する野犬対策を関係機関とともに再強化すること。
67. 不妊・不育症に悩み治療を望む方の実情を把握し、先端医療機関が集積する環境を活かしつつ、少子化対策に資する独自の助成制度の開発と現行制度のさらなる周知に取り組むこと。
68. 障害者の歯科医療体制については調査を踏まえ、早急に改善を検討すること。

69. 飲食店における受動喫煙防止について、飲食店の対応状況把握に引き続き努めるとともに望まない受動喫煙防止の徹底をはかること。また、結果的に路上喫煙や法令の対象外の屋外私有地等での受動喫煙が増加しないよう局横断で必要な条例の制定・改正に加え公的な喫煙場所の新設を含め対策を検討すること。
さらに、市民・観光客の不便が生じないように喫煙・禁煙の店舗情報の広報強化策を講じること。
70. マイナンバー及び ICT 技術を活用し、乳児期から高齢に至るまで市民が自らの健康情報や検診の案内、結果を手軽に確認し、活用できる環境づくりを検討すること。また、がん検診、特定健康診査の受診率を高める取り組みにつなげること。
71. 北九州市のシルバー人材センターの取り組みを参考に身近な困りごとをお手伝いするワンコインサービスを検討のこと。
72. 東京パラリンピックに向けさらに障がい者スポーツの振興を図ること。
73. 新型コロナウイルス感染症に伴い増加すると予想される生活保護対象者に迅速に対応すること。
74. 新型コロナウイルス感染症対策について体制の強化と市民への情報発信に努めこれ以上の拡大を防ぐこと。
75. 災害ボランティアセンターの運営やボランティア受付などに LINE 等のサービスを活用し、よりスムーズな運営を目指すこと。
76. 国が定めるジェネリック医薬品の使用割合の目標値達成に向けてさらなる取り組みを図ること。

< 子ども若者はぐくみ局 > 10項目

77. 隠れ待機児童の解消に向けた取り組みはもちろんであるが、少子化による定員割れの保育園の増加に対応した新しい考え方の運営補助を研究すること。
78. 児童館と小学校との距離と児童・保護者の満足度の関連性を調査し老朽児童館の改築などの際には設置場所について柔軟に検討を行うとともに、面積基準となる3室以外の面積が大きく異なる現状を把握し京都市ならではの新たな面積基準を検討すること。また、児童館未設置学区については、地域のニーズを的確に捉え児童館の新設を含め学童クラブ事業や地域子育て事業の充実・拡充を図ること。
79. 潜在保育士が積極的に働けるような施策、また新卒者が働きやすい環境整備を一層強化すること。
80. 各行政区に一施設を当面の目標とした、病児・病後児保育施設の充実を図ること。また、訪問型病児保育モデル事業の実施を検討すること。
81. 発達障がい児・者への支援を拡充すること。また、早期発見と相談体制の充実を図ること。
82. 障がい児保育支援のさらなる充実を図ること。また、障がい者への理解促進のための社会教育実施とハード面だけでなくソフト面でのサポート体制の充実を推進すること。
83. 児童養護施設の退所者が安定した社会生活を続けることができるよう、退所後の進路の継続的な調査を今後も実施するとともに調査の結果を踏まえ、職業教育など必要な施策をさらに実施すること。
84. 里親での養護をさらに広めるための取り組みを行うこと。
85. 児童養護施設入所児童等市バス、地下鉄等無料化について里親やファミリーホームの子どもも対象とすること。

86. 離婚届の受付時に養育費の取り決め等を能動的に案内する取り組みをさらに進めること。

＜ 都 市 計 画 局 ＞ 10 項 目

87. 四条通地下通路の活用については、絵の展示などアートに留まらないよう、お店や緑地など新たなスポットによる賑わい創出に繋がる施策の検討を行うこと。
88. 「歩くまち」京都の推進のため今後も、渡月橋はじめ観光地等での「歩行者天国」実施の拡充や、それにともなう新たな都市空間の創出を検討すること。
89. 東大路通歩道拡幅事業については、入浴客への配慮をしつつ、「東大路通歩行空間創出推進会議」の意見を踏まえて市民全体の利益となるよう再検討すること。
90. さらに高齢化社会を見据え市営住宅の更新計画にあたっては特別養護老人ホームへの転用、新設を検討すること。
91. 空き家対策について、特に管理不全状態の空き家に対して対応の迅速化と取組みの拡大を行うこと。また、活用策について、さらなる推進行うこと。また併せて、老朽化対策にも資する分譲マンションの管理支援強化も推進すること。
92. 市営駐車場について、稼働率や採算性のさらなる向上につながる事業形態の再検討を行うこと。
93. 風呂等の設備の古い市営住宅については一部土地の売却、賃貸による資金をもとに整理統合する再整備の手法を検討すること。また、長期的なヴィジョンを明示すること。
94. 市営住宅の管理・運営に関して、魅力的な団地運営を心掛け、さらなる実質入居率の向上を図ること。また改修費用が高額となっている整備困難部屋に関しては、他の用途への活用も含め検討すること。
95. 2050年CO2排出量正味ゼロに向け、住宅の省エネルギー化を推進していくこと。

96. ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた感染症に強いまちづくりの視点を考慮した施策を実行していくこと。

＜ 建設局 ＞ 6項目

97. 道路や橋梁，公園などの維持管理にかかる市民の将来負担について明らかにし，長寿命化については，実施計画に沿って着実に執行すること。
98. 多発する豪雨災害に備え，国・府と連携し河川整備をより一層進め，安心安全を確保すること。
99. 雨に強いまちづくりの推進に向けて，住宅地の水路・側溝などの整備強化や公園など公共施設の地下・地上を活用した一時貯留施設の整備を図ること。
特に宅地化に伴い，用水路の雨水処理能力が足りていない地域の把握をおこない計画的に対策を行うこと。
100. 京都市が進める自転車普及施策のなか，ルールを知らない外国人観光客や子ども達へのより実効性のあるマナー・事故予防対策を引き続き講じること。また，自転車保険加入状況の現状把握をするとともに，必要な対策を講じること。
101. 都市公園の管理について，都市公園法等に定められた市と地域住民と専門家の三者による協議会が設置できる体制を速やかに構築させ，公園ごとの特性に合った運営にシフトできるようにすること。また，都市計画が決定されたにも関わらず長期にわたり未整備の都市公園について速やかにその整備を行うこと。
102. 梅小路公園を始めとする都市公園において，収益を見込める可能性を最大限検討し，公園単体の収入で公園運営を行うように努力すること。

< 選挙管理委員会 > 2項目

103. 公正で投票しやすい選挙が執行できるように、事務体制及び以前に市内一部の行政区で実施された電子投票の再検証を含めた新たな投票方法の試験導入を目指すこと。
そのためにも、他都市の事例を取り入れるなど常に改革改善を図り、真に投票率向上につながる取り組みを行うこと。初めて投票所に来た目線で、特に障がい者がスムーズに投票できるように投票所内の仕組みを再点検すること。また、新たな期日前投票所のあり方をさらに検討すること。
104. 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、期日前投票所の増設など対策を講じること。

＜ 人 事 委 員 会 ＞ 1項目

105. 教育委員会と連携し、市立学校・幼稚園に対する事業場調査結果を反映した現況を、人事行政白書への記載を行いオープンにすること。

< 消 防 局 > 5 項 目

106. 消防団の器具庫などの更新にかかる費用に対して一部補助金を出す現行制度を改め、必要な設備・装備は原則100%公費支出とすること。
107. 京都市消防活動総合センターの運営について、消防学校運営だけでなく防災などにかかる運営全般について予算面での府市の負担のあり方をこれまで以上に協議すること。
108. 消防団員の負担の軽減のため、不要不急の出動や訓練を抑制するとともに、日常活動への査閲の採点が団員に過重負担の原因にならないように適切な運営を行うこと。また、災害時の消防団出動態勢については、その趣旨を踏まえ文書にて各分団へ明確に通知を行うこと。
109. #7119について、開始以降の運用状況を精査し、より円滑な運用に努めること。
110. コロナ禍での消防団活動について、業務継続計画を早急に策定し、消防団活動の緊急時にこれまで以上に備えること。

< 交 通 局 > 11 項目

111. 高速鉄道事業の経営改善を一層図り、一般会計からの繰入金のさらなる圧縮を目指すこと。
112. 市バス委託会社の撤退後、当面の間は市交通局による直営路線の対応が不可避であるが、「民間でできることは民間に」の方針のもと、地下鉄・市バスの事業形態について株式会社化も含め幅広く検討を行うこと。
113. 地下鉄事業における照明・空調・動力全般について環境にやさしい省エネ設備への切り換えを早急に実施するとともに、安価な電力への切り換え策を検討すること。また、市バスを含め環境にやさしい車両への転換をさらに進めること。
114. 割高な地下鉄通学定期運賃を「学生のまち・京都」にふさわしい水準まで引き下げること。
115. ICカードシステムを活用し、市バス一日乗車券・地下鉄一日乗車券相当の一日利用額上限サービスの検討を含め、関東圏に比べて遅れているICカードのメリットや利便性の向上を目指し関西圏の各事業者との協議を行うこと。
116. 洛西地域や横大路地域など、市バスの均一運賃区間の拡大を目指すこと。
117. 地下鉄駅ホームにおける転落事故の早期根絶を目指し、安全とコストのバランスを十分考慮した安全確保の方法について十分検討すること。
118. バス待ち環境の整備について、さらなる充実を進めるとともに広告付バス停上屋にかかる契約については、京都市が掲げた当初目標に向けて今後も事業者へ設置を求めていくこと。

119. 市バス・地下鉄の運行本数の減便を行うにあたっては、観光客など利用客の増減傾向のほか、民間交通事業者の終電時間の繰上げや運行本数の見直し状況を精緻に分析した上で、その検討を行うこと。
120. 駅ナカビジネスや交通広告に加え、これまでになかった新たな営業外収益策の展開を図ること。
121. 市内で300箇所近く存在している危険なバス停については、国・府とも連携し、その改善に努めること。

＜ 上 下 水 道 局 ＞ 7項目

122. 配水管更新率のさらなる向上を図ること。
123. 脱水汚泥の固形燃料化事業の完遂はもとより、民間活力を利用しつつ、さらなる未利用エネルギーや未利用資源の活用に取り組むこと。
124. 水道料金の口座振替とクレジットカード支払いのさらなる促進のため、口座振替などの新規申込者への特典制度を検討すること。
125. 上下水道局所管の未利用地は長期のもので60年以上放置されている。特に大規模な土地で未利用地の状態が放置されているものに関しては、民間事業者などからの提案をもとに売却もしくは賃貸者契約によってその活用をできる限り早期に図ること。
126. 水道料金に対する支払い猶予の措置に関しては、利用実態に即して適宜、見直しを行うこと。
127. 浸水想定区域内に立地する浄水場など、水の安定供給には欠かせない施設の災害対策を順次進めていくこと。
128. 府内水道事業との広域化や広域連携化も見据え、まずは人材育成やサービスに関する研修、料金徴収の方法など、共通化できるものから順次共通化を進めていけるよう府との連携を図ること。

＜ 教 育 委 員 会 ＞ 5項目

129. 通学路安全対策については、更なる安全の確保に努め、万全を期すこと。
130. 高校入試における評定の配点比率が高いなか、中学校ごとに評定のつけ方に差が生じないことが求められる。については学習支援プログラムの評定への活用など中学校間での評定の付け方に差が出ない学校横断的な客観的指標の導入を行うこと。
131. 学校施設のリニューアルにおいては、先進的なモデルケースを検証し、その計画に反映すること。また、保護者・地域意見を十分に配慮したものにする事。
132. 指定管理者制度の活用も視野に入れた図書館サービスの向上を図ることで、市民満足度をさらに高めること。
133. 現在準備を進めている GIGA スクール構想において箱物導入で終わることの無いように、本市独自の活用例を検討するなど先進事例を検討すること。

行政区別要望

< 北 区 >

134. 北図書館の駐車場の確保，少なくとも他行政区の図書館と同様におもいやり駐車場用のスペースの確保に取り組むこと。
135. 市が進める自転車走行環境の整備において，矢羽等がほとんどない北区だが，自転車利用者も多く存在し，また坂道も多いことから，それらの整備を早急に進めること。

< 左 京 区 >

136. 宝池公園は戦前より計画があるが未だに全面開園にいたっていない。従前より古都保存法による凍結保存が義務付けられ重要な古都の景観でもある一方で山林の荒廃による災害の危険性も高まり具体的な被害も発生している。ついては公園の全面開園と適切な山林整備を目指すとともに、未買収地については柔軟に先行取得を行うこと。
137. 国際会館駅については岩倉の発展と学生の通学増加により、ロータリーでのバス待ちや送迎車による混雑が状態化している。ついては隣接の国際会館用地との一体的な駅前整備を行うべく国と協議を行うこと。
138. 左京区役所へのアクセス向上を含めたバス路線の検討を行うこと。
139. 左京区役所前の路上駐車を解消すべく区役所来訪者の駐車環境の改善を行うこと。
140. 宝ヶ池トンネル北側三差路の安全確保のため国，府と協調の上で対策を行うこと。

< 右 京 区 >

141. 区内地域中核拠点エリアである地下鉄太秦天神川駅内に、新たな賑わい創出の起爆剤として「コトチカ」の検討を行うこと。
142. 右京区を横断し、区民の大切な日常の足であり、観光客にも多く利用されている「嵐電」の各駅のバリアフリー化について、鉄道会社と協力のうえさらに着実に進めること。
143. 安井学区西側天神川について、橋梁の老朽化の改修・新たな避難経路の確保、また新たな柵の設置など住民の安心安全へのため河川管理者と連携し、できる限り不安を解消すること。
144. 右京区は、区画整理や都市計画整備の遅れ等から、市民一人当たりの公園面積が少ない。ついては、新たな公園整備が困難であれば現在ある公園の整備に予算の拡大をすること。また、都市計画道路整備についても、現状に即した整備計画に見直すべきところは見直すことも含め、推進すること。
145. 区内学校施設の多くが老朽化している。子どもたちの教育環境の向上はもちろんのこと、災害時の拠点としても重要な役割を果たす学校施設の整備をより一層進めること。

< 伏見区 >

146. 墨染街道は交通量が多く、道幅が狭い道路を通る自動車等のスピードが速い。
その中、藤森小学校の児童たちは通学路としてその車の横を通りながら登校している。
本市においては、京都府、京都府警としっかり連携し、児童や地域住民が安心して歩行出来る環境整備を実行すること。
147. これまで進めてきた『向島まちづくりビジョン』において、今後において活動継続中の項目など本市として必要に応じてしっかり地域との連携を図りサポートしていくこと。
148. 市営住宅の空室対策と住宅管理のあり方の改善についてさらに取り組むこと。
149. 民間委託されている学童クラブと藤森学区などにある地域学童など、地域間で利用者に格差がない施策を講じること。